

7 住宅の明け渡し

次のような場合には、住宅を明け渡していただくことになります。

- ①入居手続きの内容に虚偽のあったことがわかったとき。
- ②正当な理由なく、15日間以上住宅を使用しないとき。
- ③不正な行為によって入居したとき。
- ④家賃を3カ月以上滞納したとき。
- ⑤住宅や共同施設を必要な注意をはらわず使用し、損傷したとき、または故意に損傷したとき。

- ⑥他の入居者に精神的、身体的な苦痛を与えるような迷惑をかける行為があったとき。
- ⑦住宅を使用する権利を、他人に貸したり、譲渡したとき。
- ⑧無断で増改築や用途変更をしたとき。
- ⑨管理上必要があり、県が指示することに従わないとき。
- ⑩暴力団員であるとき。(同居者を含む)



8 修繕と費用負担

■修繕の申込み

修繕が必要なときは、管理人または次の公社等に申し込んでください。

- 長崎市・長与町・時津町の県営住宅
公社本社 電話：095-823-4732
または824-1251～1253
- 佐世保市の県営住宅
公社佐世保事務所 電話：0956-22-9612
- 諫早市の県営住宅
公社諫早事務所 電話：0957-26-9053
- 大村市の県営住宅
公社大村事務所 電話：0957-52-6825
- 西海市の県営住宅
西海市役所住宅建築課 電話：0959-37-0021

なお、公社本社では平日（月～金）営業日は午後7時までとなっています。午後7時以降及び土・日並びに祝日等における、時間外の緊急修繕（停電、水漏れ、ガス漏れ等）の場合も、

各地区電話（西海市を除く）から申し込めば、転送により長崎地区の電話代行サービスが各修繕業者へ連絡・対応します。

■費用の負担は

①県の負担で修繕するもの

- 建物の壁、基礎、土台、床、はり、屋根、階段等の構造上重要な部分
- 給排水、電気、ガス施設等で構造上重要な部分
- 児童遊園、集会所、エレベーター等の共同施設

②入居者の負担で修繕するもの

次頁に掲げる量、ふすま、その他の修理や取替えは、原則として皆さんの負担で行っていただきます。

なお、これ以外のものについても、皆さんの故意または過失が原因で汚損、破損したときには、皆さんの負担となります。

◎入居者の負担で修理または取替えていただくもの

項 目		種 別	内 容
屋 内 施 設	畳		表替え へり替え
	内・外部建具	内部・外部木製ドア 玄関ドア フスマ 戸・窓（内外） 戸ぶすま・障子 全室ガラス アコーディオンカーテン	塗装、補修、錠前、丁番含む 錠前、鍵、丁番、郵便受等の破損補修 張替、取替 戸車、レール、クレセント、差錠の取替 張替、取替 破損補修、取替 補修、取替
	天 井 ・ 壁		クロス張替、塗替
	浴 槽 等	入居者の設置した風呂釜・浴槽 給湯器（ツマミ、その他の付属品） 浴槽（浴槽のふた、排水栓クサリ、 保温材及びパッキン）	補修、取替 補修、取替 補修、取替
	備品・その他	棚（台所棚、つり棚、水切棚） 流し台、ガス台、カーテンレール 換気扇、ミラーユニット 共同灯の電球、グローブの取替え及び電気使用料 金、エレベーターの運転にかかる電気使用料金	補修 清掃、補修 破損取替 清掃、破損取替 破損補修、取替
屋 外 施 設		ベランダ間仕切板 物干し、垣根 樹木、草花	破損補修（緊急時の破損を除く） 破損補修、剪定（高木を除く）、手入れ費用
給 排 水 設 備		集会室内の電球、セード、グローブ、 給水栓のパッキン取替え及び水道、ガス等の使用料 給水栓、止水栓 各所メザラ、給排水管、便器 洗面器類、給排水管付属金物類	カラン、パッキン類の取替や修理 破損補修 つまり復旧 破損補修、付属品取替 破損補修、取替（流し、洗面、トイレ、浴室の排水カップ） 破損補修、取替
電 気 設 備		電球、蛍光灯 スイッチ、コンセント、セード 引掛シーリング、グローブ テレビ端子	取替 修理、取替 修理、取替 修理、取替
ガス・給湯設備		ガスコック及び付属品 給湯カラン、パッキン類	修理、取替 修理、取替